

手続きの流れ その1 (交付申請から交付決定まで)

《板橋区》

《申請者》

受付

補助金交付申請

予
算
が
あ
る
と
き

《
審
査
》

☆ 提出する書類 ☆

- ① 補助金交付申請書(第1号様式甲)
(申請書は2ページありますのでご注意ください)
 - ② 添付書類
 - (1) 発行後3か月以内の納税証明書(個人の場合)
 - ・ 住民税および軽自動車税納税証明書、または同非課税証明書
 - 〔9月30日以前の申請の場合→令和元年度(平成31年度)の証明書
10月1日以降の申請の場合→令和2年度の証明書
☆板橋区が住民登録地かつ課税地で、納税状況の確認を区が行う「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は原則として不要です。〕
 - (2) 発行後3か月以内の法人住民税納税証明書(法人の場合)
 - (3) 機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し
(機器の製品型番・数量等が明記されているもの)
 - (4) パンフレット等(機器等の形状、規格、仕様等がわかるもの)
 - (5) 施工箇所がわかる図面
 - (6) 発行後3か月以内の建物の登記事項証明書
(新築の場合は売買契約書等の所有者がわかる書類の写し、共同住宅の管理組合の場合は不要)
 - (7) その他個別に必要なもの
 - ◇ 太陽光発電システム
 - ・ 太陽電池パネルの配置図
 - ◇ 断熱化住宅・既存照明のLED化
 - ・ 既存の状態を示す写真
 - ◆ 管理組合による申請の場合
 - ・ 管理規約の写し
 - ・ 機器等の設置に係る決議書又はこれに代わるもの
 - ◆ 中小企業からの申請の場合
 - ・ 中小企業等であることを証明する書類
(登記事項証明書等)
 - 賃貸住宅・使用貸借住宅の場合
 - ・ 所有権者の同意書
 - 建物が区分所有の場合
 - ・ 他の所有者が設置を許可することがわかる書類
- ※内容により、別途必要書類の提出を求める場合もあります。

交付申請受付期限は
令和3年3月10日です

交付または不交付
決定通知

受領

☆ 区から送付する書類 ☆

- ① 補助金交付決定通知書
- ② 完了報告書・請求書
- ③ 口座振替依頼書

手続きの流れ その2 (設置完了から補助金受領まで)

《設置工事完了》

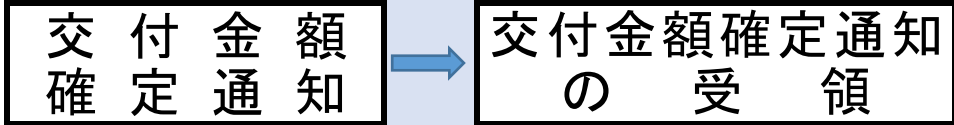


☆ 提出する書類 ☆

- ① 設置完了報告書(第8号様式甲)
- ② 添付書類
 - (1) 機器等の設置に係る領収書とその内訳書の写し
(機器の製品型番・数量等が明記されているもの)
 - (2) 機器等の設置状態を示す写真
 - 太陽光発電システム
太陽電池パネルの枚数全てが確認出来るもの
 - 燃料電池システム
 - 蓄電池システム } 機器本体 および
製品型番が確認できる写真
 - 断熱化住宅(窓・断熱材) } 施工中・施工後の状態を示す写真
○既存照明のLED化 } (補助対象箇所全て)
 - (3) 太陽光発電システムのみ
 - ・電力会社からの「接続契約のご案内」等の写し
 - ※「設備の買取起算日」がわかる書類を求める場合があります。
 - ※既存照明のLED化(集合住宅共用部)については、必要に応じて
現地確認を行うことがあります。



≪ 審査 ≫



☆ 提出する書類 ☆

- ① 補助金交付請求書(第10号様式)
 - ② 口座振替依頼書
- 完了報告書等と同時提出可

